

CARF ワーキングペーパー

CARF-J-109

会計基準研究における対象領域の拡大 —のれんの規則的償却に係る論拠の変遷—

米山正樹
東京大学大学院経済学研究科

平成 30 年 1 月 15 日

❁ 現在、CARF は第一生命保険株式会社、野村ホールディングス株式会社、株式会社三井住友銀行、株式会社三菱東京 UFJ 銀行、株式会社 FINATEXT、株式会社 GCI アセット・マネジメント、株式会社東京大学エッジキャピタルから財政的支援をいただいております。CARF ワーキングペーパーはこの資金によって発行されています。

CARFワーキングペーパーの多くは、以下のサイトから無料で入手可能です。
<https://www.carf.e.u-tokyo.ac.jp/research/>

このワーキングペーパーは、内部での討論に資するための未定稿の段階にある論文草稿です。著者の承諾無しに引用・複写することは差し控えて下さい。

会計基準研究における対象領域の拡大 —のれんの規則的償却に係る論拠の変遷—

米山 正樹

I 問題の所在

会計基準開発の担い手が企業会計審議会から企業会計基準委員会(Accounting Standards Board of Japan: ASBJ)へと移行した事実や、日本基準の開発に際して国際財務報告基準(IFRS: International Financial Reporting Standards)や米国会計基準との調整が強く求められるようになった事実は、基準開発を取り巻く環境の大きな変化といつてよい。前者は基準設定主体自体の変化であり、また後者は変化した設定主体に課された新たな制約条件である。いずれの変化も基準設定主体の基本的な行動原理に影響を及ぼしうるものであり、その影響は基準開発の基本方針にも及ぶであろう。

企業会計審議会から ASBJ への移行の影響は、通常、公的な組織による基準開発と証券市場関係者によって構成される民間団体の基準開発、という対立軸のもとで語られることが多い。また海外主要国の会計基準との調整が強く求められるようになったことの影響のほうは、海外で広く受け入れられているとされる資産・負債観と、日本で伝統的に受け入れられてきた収益・費用観との対立という文脈で語られることが多い。

厳密には事実にてらして確かめなければならないが、こうした影響が及ぶだろうという予想には違和感を覚えない。他方で先に記した環境変化の影響が上記の点にとどまるかどうかとなると話は違ってくる。

後に詳述するように、先に記した環境変化の影響としてはこのほか、「会計基準の体系性を保つべし」という要請の弱まりを想定しうる。すなわち、これまで第一義的な重要性が与えられ、損なわれないように細心の注意が払われてきた会計基準の体系性が、無意識のうちに損なわれてしまう事態や、いったん損なわれた体系性の回復に従来よりも長期を要するようになっていく事態が生じている可能性がある。ただし実際にどれだけ深刻な問題が生じているのかは、事実にてらして確かめるべき問題である。

こうした事実認識から、本稿では、基準開発を取り巻く環境変化に伴い「会計基準の体系性を保つべし」という要請が無意識のうちに損なわれている事例がないかどうかを検討する。具体的には、のれんの会計処理を直接的な議論の対象とする。(a)日本の基準設定主体は会計基準の体系を支える基礎概念との整合性という観点から規則的償却を支持してきたこと、(b)会計基準の体系性に係る分析においては学術的なリテラシーが求められるが、のれんの会計処理をめぐる議論ではとりわけ高度なスキルが必要とされること、などがのれんを分析対象とした理由である。

会計基準を対象とした従来の研究では、体系性を損なわないように基準開発が進められることは暗黙の裡に与件とされてきたといつてよい。かりに実際の基準開発において、無意識のうちに体系性が損なわれる可能性があるならば、ある領域の基準開発において体系性が損なわれ

た事実やその影響、体系性を短期のうちに取り戻すための処方箋を明らかにすることは、学界関係者に期待される新たな役割となる。言い換えれば、会計基準研究の対象が新たな領域へと拡大することとなる。本稿ではのれんの会計問題を素材として、そのような「拡大」が生じていることを解き明かす。

II 「体系性を保つべし」という要請の弱まり:懸念を生み出している環境変化

会計基準が社会から期待される役割を果たしうるのは、首尾一貫した考え方に支えられている場合に限られるのであって、その場しのぎの場当たりの対応から導かれてきた会計基準はその役割を果たせない。「体系性・首尾一貫性を保つべし」というのは、その意味において、会計基準に対する普遍的な要請といってよい。概念フレームワークと呼ばれる文書が公表され、それに準拠した基準開発が指向されてきたのは、体系性・首尾一貫性に対する要請が普遍的なものであることを示唆している。

もちろん会計基準の体系性や首尾一貫性は永続的に保たれるものではなく、証券市場を取り巻く環境の変化に伴い損なわれることがある。そういう場合であっても、環境変化後の基準開発を通じて、いったん損なわれた体系性はやがて回復されることが予想される。ただしどれだけの早さでそれが回復されるのかは基準開発の基本方針に依存しており、すみやかに回復されることもあれば、長期にわたる過渡期を経てようやく回復されることもありうる。

この点、先に記した基準開発に係る2つの環境変化(企業会計審議会からASBJへの移行、および海外主要国の会計基準との調整を図る必要性の増大)はいずれも、体系性を保持すべしという要請自体の弱まりや、いったん損なわれた体系性の回復までに要する期間の長期化と結びつきうるものといえる。それは以下の理由による。

1. 学界関係者による関与の低下

まず先に記した基準設定主体の変化は、学界関係者の基準開発への関与の低下を伴っている。「学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務を司らせるための合議制の機関」と位置づけられている審議会と異なり¹、証券市場に関わる民間10団体の協力により、運営母体たる財務会計基準機構とともに設立されたASBJでは、市場関係者が基準開発の主要な担い手とされている²。

研究を本業とすることから、学界関係者の関心は一般に、会計基準の論理整合性や首尾一貫性に向かう。彼らが基準開発において主要な役割を果たす状況においては、会計基準の体系性を保持することが第一義的に重視されてきたと考えられる。彼らが証券市場の直接的な当

¹ 国家行政組織法第8条を参照。

² 例えば「財団法人 財務会計基準機構の設立について」(2001年7月27日)を参照 (https://www.asb.or.jp/jp/fasf-asbj/established_history/2001-0727.html)。

事者ではなく、基準の新設・改廃が引き起こす経済的な帰結(経済的な影響)に対して中立的な立場を取りうることもまた、かれらが主導する基準開発において体系性が相対的に重視されることと関わっている。

これに対し「現場」を熟知した実務家による基準開発の場合、豊富な知見から会計基準はピースミール指向になりがちである。また当事者間のコンセンサスにもとづき基準開発を進めることになれば、「体系性を保持すべし」以外の基本原則にも配慮が求められることとなる。その典型例は、立場の異なる当事者間で通じ合えるという意味における「わかりやすさ」の重視である。また基準開発の当事者は出身母体の利害を代表していることから、新たな会計基準の公表により生じる経済的な帰結が相対的に重視されることとなる。複数の事項への配慮が求められることになれば、「会計基準の体系性を保持すべし」という要請は相対的に弱まるであろう。

さらにいうと、会計基準の体系性や首尾一貫性を問うことは見かけほど容易ではなく、厳密な分析を行うためには学術的な分析手法に係るある種のリテラシー教育が不可欠である。こうしたトレーニングが求められていない実務家が主体となる場合、無意識のうちに体系性や整合性を損なう判断が下されてしまう事態も起こりうる。このことも含め、ここで指摘した一連の事実はいずれも、学界関係者の基準開発への関与が低下した結果、会計基準の体系性を保持すべしという要請が弱まっている可能性を示唆している。

2.「国際的な調整」に対する要請の高まり

続いては海外主要国の会計基準との調整を図る必要性が増大したことの影響である。ASBJはその中期運営方針に「当委員会は、これまで我が国の金融資本市場への信認を確保する観点から、当該市場で用いられる日本基準を高品質で国際的に整合性のあるものとして維持・向上を図るべく、公正性、透明性のある形で開発を行ってきた」と記してあるように、国内基準の開発に際し、海外主要国の会計基準と整合性を図ろうと努めている³。

これまでの継続的な調整を経て、国内基準と海外主要国の会計基準との主要な差異はほとんど解消されている。とはいえ「修正国際基準」にみられるように、いくつかの重要な差異は解消されておらず、未解消の差異は主として会計基準の体系を支えている基礎概念の違いによって生み出されている。

こうした状況において、海外主要国の会計基準との調整を図るべし、という制約は「(国内)会計基準の体系性を保持すべし」という要請を弱める要因となる。日本市場の世界における相対的な規模にてらしてみるとき、日本の会計基準に合わせる形での調整を常に他国に求めることは期待できないからである。国際的により広く受け入れられている会計基準を抱えている米国FASB(Financial Accounting Standards Board)やIASB(International Accounting Standards Board)

³ 現在の中期運営方針については https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/middle_plan_20160812.pdf を参照。

は、一般により強い交渉力を持ち合わせている。そうであれば、会計基準の調整は「日本の会計基準を先方に合わせる努力」や、「日本と異なる基準が開発されないように、先方の基準が開発される過程で調和を求めるコメントを発信する努力」などの形をとる。

海外主要国の会計基準との調整が日本基準の体系性に影響を及ぼした先行事例としては、純利益の支持を目的とした ASBJ の意見発信を例示しうる。よく知られているように、ASBJ は「概念フレームワーク」に記されている「投資のリスクからの解放」という概念を用いて純利益情報の必要性を説いてきた。ところが対外的な交渉において、リスクから解放された成果だけを反映した業績指標の必要性への理解や賛同は十分に得られなかったようである。こうした経緯から、ASBJ はある時期より、純利益の必要性を「投資のリスクから解放された成果(だけを反映していること)」に結びつけることに代え、「不可逆性(irreversibility)」と「包括性(all-inclusiveness)」とに結びつけた説明を試みている。「投資のリスクから解放された成果」が備えている特性にひきつけることでより多くの賛同が得られるという判断が働いたのであろう。

こうした試みが成功したかどうかを論じる余裕は本稿には残されていない。本稿の文脈で重要なのは、「投資のリスクから解放された成果」それ自体を言い換えるのではなく、それが備えている特質(の一部)だけに関連づけて言い換えた結果、純利益を支持する ASBJ のスタンスが無意識のうちに、無視できない影響を伴って変質してしまったことである⁴。純利益の重要性に関する説明の変質は、純利益の測定・開示を中心とする会計基準の体系性にもまた影響を及ぼすこととなる。こうした先行事例の存在は、類似したケースの存在を示唆している。

3. 具体的な事例の分析: のれんの会計問題への着目

上記の通り、基準開発を取り巻く昨今の環境変化は、会計基準の体系性を損なわせるとともに、いったん損なわれた体系性が回復されるのに要する期間の長期化を引き起こしている可能性がある。ただしどの程度の影響が及んでいるのかは定かでなく、事実にてらして確かめる必要がある。

こうした事実認識から、次節では買い入れのれんの償却問題を取り上げる。日本ではこれまで、一貫して規則的償却が「日本の会計基準の体系を支えている基本的な考え方との整合性」という観点から論拠づけられ、支持されてきた。規則的償却は「基礎概念に適う処理の 1 つ」と位置づけられるが、それが唯一の整合的な処理かどうかについては、学界関係者の間でも見解が分かれている⁵。のれんの会計処理を「会計基準の体系性」という観点から分析するのはその意味で困難であり、厳密な分析には高度に学術的なスキルが求められる。事実認識や前提の置き方に係る小さな違いが結論を大きく変えてしまうという意味で、のれんの会計処理をめぐる、無意識のうちに体系性に抵触するような議論が行われてしまうおそれがある。実際に

⁴ 詳細は米山[2017]を参照。

⁵ 例えば大日方[2012]および斎藤[2017]を参照。

そうした事態が生じているかどうかを次節で検討する。

Ⅲ 規則的償却を支える論拠の変質

会計基準を取り巻く環境が変化した結果、体系性を損なうような議論が無意識のうちに行われているかどうかを確かめるため、本稿では準備作業として、環境変化が生じる前にのれんの会計処理についてどのような議論が行われていたのかを確認する。具体的には、企業会計審議会が示していた「規則的償却を支える論拠」を確認するとともに、その「論拠」を学界がどうとらえていたのかを確認する。

準備作業に続いては、のれんの会計処理に関して ASBJ がこれまで行ってきた議論を網羅的に集計・分類し、「会計基準の体系を支える基礎概念との整合性」という観点から首尾一貫した議論が行われているかどうかを分析する。その過程で会計基準の体系性に関する従来のコンセンサスから逸脱した議論が見出された場合は、そうした議論が(無意識のうち)に行われた原因とその影響の解明に努める。

1. 準備作業: 伝統的に受け入れられてきた規則的償却の論拠

企業会計審議会による「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」は、規則的償却の主要な論拠を以下のように記している⁶。

- (1) 収益と費用との適切な対応を図ること
- (2) 利益の「投下資金の回収余剰」という特性を保持しうること
- (3) 自己創設のれんの計上を防ぎうること

これらの論拠が学界関係者にも支持されていたことを示唆する先行研究としては、川本・山田[2005]がある。そこでは、「企業結合会計意見書」に記されている上記の論拠が学界において古くから知られていたことが示されている⁷。また同様の観点から規則的償却の合理性を説いたものとしては勝尾[2003]や川本[2006]なども指摘しうる。

こうしたことから本稿では、上記の(1)から(3)までを「基準開発をめぐる環境変化が生じる前から受け入れられてきた論拠」と考え、基準開発の役割を ASBJ が担うようになってからこうした議論に変化が生じたかどうかを確かめることとする。

⁶ 金融庁企業会計審議会[2003]「三 会計基準の要点と基本的な考え方 3.取得の会計処理(4)のれんの会計処理」を参照。

⁷ 著者らによれば、Paton and Littleton[1940]にまで遡ることができるという。なお清水[2003]では Yang[1927]の所説として、のれんの規則的償却が紹介されている。ただしそこでの規則的償却を行う理由に関する記述は直接的といえない。

2.分析対象と分析手法

本稿では準備作業の後、ASBJ がその発足以来、のれんの償却・非償却に関して公表してきた文書をできるだけ網羅的に取り上げ、その記述内容を要約・整理することに努めた。そのため、のれんの規則的償却を支持する理由が記されていると考えられる各種文書については、形式不問で幅広く調査対象とした。

具体的な調査対象となったのは、(a)(修正)会計基準、(b)概念フレームワーク(討議資料)、(c)ASAF(会計基準アドバイザー・フォーラム: Accounting Standards Advisory Forum) アジェンダ・ペーパー、(d)ASBJ リサーチ・ペーパー / ディスカッション・ペーパー、および(e)IASB に対する(ASBJ 名義の)各種コメントである。のれんを規則的に償却するかどうかについて、国際的な対立が先鋭化していることから、調査対象となった文書の多くは、ASBJ の国際的な意見発信を趣旨としていた。

収集した文書からのれんの規則的償却を支持する論拠を抽出したのに続いては、それぞれの文書に記されている論拠を類型化し、分類結果にもとづき「のれんの規則的償却を支持する論拠に変化はみられるのか」、とりわけ「会計基準の体系性に係る従来のコンセンサスに依拠していたのでは説明できない議論が行われていないかどうか」を検討した。集計・分類に関わる原資料は文末に別表の形で添付した通りである。

3.分析結果とその評価:

(a)「のれんは減価する」という前提への依拠

本稿で調査対象とした文書における記述では、企業会計審議会時代と概ね同様の論拠にもとづき規則的償却が支持されていた⁸。その事実、企業会計審議会のスタンスが ASBJ に継承されていることを示唆している。

他方で ASBJ が行っている議論の中には、企業会計審議会時代にはみられなかった内容も含まれている。その典型例は、「のれんが減価していることについては、十分な経験的証拠が得られている」という趣旨の記述である。こうした記述は 2015 年頃からみられるものである。こうした議論の背景にあると推察されるのは、「買入れのれんの償却・非償却に係る論点は出尽くしており、最終的には買入れのれんは(原則として)減価するのか、それとも減価せずに維持されるのか、という事実認識をめぐる争いとなる、という考えである⁹。つまり本稿での分析は、会計基準の体系を支えている基礎概念との整合性という観点からは、規則的償却を排他的に支持し、償却せずに減損処理だけを求めるアプローチを禁じることはできない、という立場を ASBJ が鮮明にし始めたことを示唆している¹⁰。

⁸ 例えば企業会計基準委員会[2015]、第 15 項を参照。

⁹ 例えば大日方[2012]を参照。

¹⁰ 会計基準の体系性に矛盾しないものとして非償却を受け入れられるかどうかについては、学界関係者でもコンセンサスは得られていない(例えば斎藤[2017]を参照)。のれんの会計問題

(b)求められる「のれんの減価に係る一貫したスタンス」

「のれんは減価する」という経験的な事実に基づいた基準開発を指向する一方で、ASBJは、その方針と必ずしも一貫しない提案も行っている。具体的には、2017年7月のASAF会議において「のれんを規則的に償却するのか、それとも簿価で据え置くのかの決定を、会社の裁量に委ねたうえで、企業毎に一律の処理を適用する」旨の提案を行っている。ASBJによれば、償却と非償却の選択を認めることの合理性は「経営者が、企業結合の成果に関する説明責任を果たすための方法に係る考え方に、のれんの事後の会計処理を合わせる事が可能となる」ことに根差している¹¹。

「のれんは減価する」というスタンスが貫かれていれば、ほんらい、非償却の選択を認める余地は残されていない。それが「のれんは減価する」という事実認識と両立するのは、「のれんは減価するものの、その減価がきわめて緩やかで、合理的に予見しうる期間においては事実上減価が生じていないとみなしうるケース」に限られよう。そうであれば、例外が許容されるかどうかの判断は企業結合の案件毎に行われるべきものとなる。経営者の裁量を認める旨の提案を、「のれんは減価する」という事実認識と一貫させることは難しい。一連の事実は、主として論理整合性に根ざした基準開発を進めるのか、それとも会計基準の合理性に係る判断基準を最終的には「経験的な事実との合致」に求めるのか、という、基準開発の根幹に係るASBJのスタンスが揺らいでいることを示唆している。

IV 要約

ASBJはのれんの規則的償却を一貫して支持しており、その限りにおいて企業会計審議会のスタンスを継承している。ただしそこで継承されているのは「推論の結果」であって、「結果を導く推論」自体も継承されているかどうかは明らかではない。

両者の違いに着目した本稿の分析によれば、論拠においてもASBJは伝統的に受け入れられてきたものを踏襲していた。他方で、基準開発の最終的なよりどころとして「経験的事実との適合性」に依拠しようとするスタンスはかつてみられなかったものであり、その意味において基準開発の基本的なスタンスは変質していたといつてよい。体系性が保持されているかどうかを、もっぱら論理性整合性だけで判断するのではなく、その一貫した体系が経験的な事実に適うかどうかによっても判断しなければならぬ、というのである。

ただし2017年7月のASAF会議におけるASBJの提案は、「経験的な事実との適合性」を問うことについて、ASBJ自体が必ずしも首尾一貫していないスタンスで臨んでいないことを示唆していた。こうした首尾一貫性の欠如が今回分析の対象としたケースにとどまらず、他のケースでも起こりうると思えば、それらの事実を解き明かすことを主題とした領域へと会計基準研究

の難しさをここに見出しうる。

¹¹ 企業会計基準委員会[2017], para.17(c)を参照。

の範囲は拡大することになろう。

参考文献

大日方隆「整合性分析と実証研究」斎藤静樹先生古稀記念論文集編集委員会(編)『会計基準研究の原点』第20章、中央経済社、2012年6月。

勝尾裕子「合併のれんの非償却と減損」『学習院大学経済論集』第39巻第4号、2003年2月、199-209ページ。

川本淳・山田純平「のれん会計の研究試論」『経営と制度(首都大学東京大学院社会科学研究所経営学専攻経営学会編集委員会編)』第2巻、2005年2月、35-47ページ。

川本淳「のれんの償却をめぐる論点」『学習院大学経済論集』第43巻第3号、2006年10月、283-293ページ。

企業会計基準委員会「ASAF アジェンダ・ペーパー2013年12月:純損益 / その他の包括利益及び測定」(https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/pressrelease_20131227.pdf)

企業会計基準委員会「企業会計基準委員会による修正会計基準第1号『のれんの会計処理』(2015年6月30日)

企業会計基準委員会「アジェンダ・ペーパー『too little, too late』の問題への対処として考えられるアプローチ」、2017年6月(<https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/20170612-01.pdf>)

金融庁企業会計審議会「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」、2003年10月。

斎藤静樹「のれんの償却と減損 —企業結合会計基準の迷走—」『企業会計』第69巻第1号、2017年1月、13-20頁。

清水泰洋『アメリカの暖簾会計』中央経済社、2003年。

米山正樹「リサイクリングを伴う純利益への支持 —企業会計基準委員会(ASBJ)による議論のレビュー—」CARF ワーキングペーパー J-series CARF-J-106、2017年6月

(<http://www.carf.e.u-tokyo.ac.jp/pdf/workingpaper/jseries/J106.pdf>)

Paton, W. A. and A. C. Littleton, An Introduction to Corporate Accounting Standards, the American Accounting Association, 1940.

Yang, J. M., Goodwill and Other Intangibles: Their Significance and Treatment in Accounts, New York, 1927.

基準書等	関連する規定
<p>企業会計基準委員会による修正会計基準第1号「のれんの会計処理」(2015年6月30日)</p>	<p>12. IFRS第3号(2004年)の開発において、(1)取得したのれんは、費消される資産であり、自己創設のれんによって置換されるものであること、(2)概念上、償却は取得したのれんの原価をその費消期間に配分する方法であり、有形固定資産に対して行われるアプローチと整合していること、(3)取得したのれんの耐用年数は満足できる水準の信頼性を持って予測することができず、そののれんの減価のパターンも同様に知る事ができないが、たとえ恣意的なものであっても、一定の期間で規則的な方法によって償却することで概念的な健全性と実用性の間で妥当なコストで適切なバランスをとることができることなどの理由により、のれんの償却を支持する意見が多く聞かれた(IFRS 第3号(2004年)BC139項)。</p>
	<p>13. しかし、IASBにより、次の理由からIFRS 第3号(2004年)におけるのれんを非償却とすることが決定された(IFRS 第3号(2004年)BC140項及びBC142項)。 (1) 取得したのれんの耐用年数及びのれんの減価のパターンは、一般に予測不能である。恣意的な期間でのれんの定額償却を行っても、有用な情報を提供することはできない。 (2) のれんが資産である場合、(例えば広告と顧客サービスに資源を費消することなどによって)企業がのれんの全体的な価値を維持できる場合には、企業結合で取得したのれんが費消され、自己創設のれんによって置換されるということは事実である。しかし、企業結合後における支出により創出される自己創設のれんが認識されない状況において、企業結合で取得したのれんの費消を表す償却費の有用性については疑問がある。 (3) 厳格で実用的な減損テストを開発できれば、のれんを償却しなくても、財務諸表利用者に、より有用な情報を提供することができる。</p>
	<p>15. のれんの非償却について反対し、償却すべきとする意見の主な理由は、次のとおりである。 (1) のれんは企業結合において資産及び負債を取得するために支払う投資原価の一部である。企業結合後における企業の利益は、投資原価を超えて回収された超過額であると考えられるため、当該投資原価と企業結合後の収益との間で適切な期間対応を図る観点から、投資原価の一部であるのれんについて償却を行うことが必要である。 (2) のれんの構成要素の一部が超過収益力を示すとすると、競争の進展によって通常はその価値が減少するものであり、のれんの償却を行わないとその減価を無視することになる。</p>
	<p>(3) 第13項(1)の取得したのれんの耐用年数は一般に予測不能であるという見解に対して、企業は、通常、買収に当たり被取得企業の事業などについて十分な分析を行ったうえで買収するか否かを決定するため、耐用年数の見積りは可能であると考えられる。また、のれんの減価のパターンは合理的に予測可能なものではないという意見があるが、ある事業年度において減価が全く認識されない可能性のある方法よりも、一定の期間にわたり規則的な償却を行うことにより、毎期の減価を認識する方法が合理的と考えられる。 また、耐用年数や償却されるパターンに関する見積りの難しさはのれんに限定されたものではなく、有形固定資産の減価償却についても同様である。実際、有形固定資産の耐用年数の決定において、単なる物理的な減耗を予測するだけでなく、技術革新によって資産が陳腐化するリスクを含め、多くの要因について考慮することが必要である。さらに、償却方法についても、資産の将来の経済的便益を企業が費消すると予想するパターンを反映するものであることが必要とされている。</p>
	<p>(4) 第13項(2)に関連して、IASBにより公表された「財務報告に関する概念フレームワーク」において、一般目的財務報告書は報告企業の価値を示すように設計されていない(OB7項)とされており、自己創設のれんの計上は、一般目的財務報告において目的適格的ではないと考えられる。第13項(2)はこの自己創設のれんの計上との整合性を理由にのれんの償却を否定しているが、広告費などに係る会計処理と企業結合で取得したのれんの事後測定は別の議論と考えられる。 (5) 第13項(3)については、費用配分を行う償却と回収可能価額に着目する減損テストは、目的が異なっているため、減損テストによって償却を補うことはできないと考えられる。また、回収可能価額には企業結合後に生じた自己創設のれんから創出される金額も含まれるため、企業結合で取得したのれんが減価していても、企業結合後に生じた自己創設のれんから創出される金額によって補われる場合には減損損失が認識されないため、減損テストでは、企業結合で取得したのれんについて生じた減価を示すことはできないと考えられる。</p>
	<p>16. 一方、のれんの非償却を支持する意見としては、第13項に記載された理由のほか、次の意見が聞かれている。 (1) 企業結合を行うにあたって海外企業とのイコール・フットイングが確保されることが重要であり、非償却とすることに企業としてメリットがある。 (2) 財務諸表利用者の一部は、フリー・キャッシュ・フローを重視して分析を行っており、非現金支出費用であるのれんの償却費を無視して分析する場合がある。このため、のれんを非償却としても、こうした財務諸表利用者による分析のあり方に影響を与えない。</p>
	<p>17. 審議の結果、当委員会は、第15項に記載された企業結合後の利益計算に与える重要性に鑑み、のれんの非償却については我が国における会計基準に係る基本的な考え方の相違が大きいものとして、のれんの償却を要求するように「削除又は修正」することとした。</p>
<p>IFRS公開草案第3号「Business Combinations」等に対するコメント(2003年4月4日)</p>	<p>2. のれん(ED3質問8、IAS36質問5) 2-1. のれんの非償却 本公開草案(ED3第54項)で提案されているのれんの当初認識後の会計処理について同意しない。このことは、2001年11月にIASB及びリエゾン国会計基準設定主体に提出した提出したレターにおいても述べている。我々は、以下の観点からのれんを非償却とすることに反対であり、一定期間で償却を行った上で、必要に応じて減損処理を行う方法を支持する。 我々は、のれんには被結合会社の超過収益力などその効果が即時に消失しないものも含まれるため、一時償却しない点では同意する。しかし、超過収益力は競争の進展によって通常は価値が減耗するはずであり、非償却の処理は支持できない。たとえ超過収益力が維持されている場合でも、それは結合後の追加的な投資や企業の追加的努力によって補充されているのであり、のれんを償却しない場合は追加投資による自己創設のれんを計上することに実質的に等しくなり、IAS第38号「無形資産」改訂公開草案第40項と矛盾する。 本公開草案の結論の背景(ED3 BC107項)では、取得したのれんに置き換わる自己創設のれんが認識されない一方で、償却費が取得したのれんの費消を反映することの有用性について疑問があるとし、のれんを裁量的な期間にわたり定額法で償却することでは有用な情報は提供されないとしている。しかしながら、取得したのれんの償却費は企業結合以前に被結合会社が創設したのれんの減価を認識するものであり、自己創設のれんを生じさせるための費用は結合後に超過収益力を維持するための追加的な支出によるものである。よって両者は、全く別のものであり共に認識されたとしても有用性は損なわれまいと考える。それらが費用の二重計上に当たるために有用性を損なうとするならば、有形固定資産の減価償却費と修繕費の関係も同様であり、有形固定資産の会計処理も見直す必要がある。 また、のれんの償却処理を否定する論拠の一つとして、アナリスト等の会計情報の利用者がのれんの償却費を足し戻していることがあげられることがある。アナリストが分析するために調整しているのは、のれんの償却費だけではなく、リストラに係わる費用や支払利息、研究開発費などもアナリストの目的に従って調整が行われている。</p>

基準書等	関連する規定
<p>企業会計基準第21号 「企業結合に関する会計基準」 (最終改正 2013年9月13日)</p>	<p>64-3. なお、平成21年論点整理に掲げられていた項目のうち、のれんについては、平成22年論点整理の公表後、国際的な会計基準と同様に非償却とすべきかどうかについて審議を続けてきたが、現状では、連結財務諸表及び個別財務諸表ともに会計基準を改正することについて市場関係者の合意形成が十分に図られていない状況にあると考えられる。また、2011年11月にIASBに対してのれんを非償却とする国際財務報告基準(IFRS)第3号「企業結合」の取扱いに係る適用後レビューの必要性の提案を行っている。これらの点を踏まえ、平成25年改正会計基準においても現行の償却処理を継続することとした。</p> <p>また、子会社に対する支配を喪失した場合の残存の投資に係る会計処理についても、国際的な会計基準との差異は存在するが、この会計処理については、事業分離等会計基準や企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(以下「金融商品会計基準」という。)等の他の会計基準にも影響する横断的な論点であることに加え、段階取得の検討経緯(第88項から第93項参照)を踏まえると、実務における段階取得の適用状況をまず検証すべきという意見もある。これらの点を踏まえ、今後、段階取得の適用状況の調査を含む、企業結合に係る実態調査を適切な時期に始めることとし、そのうえで、我が国の会計基準を取り巻く状況も踏まえて、会計処理の検討に着手する時期を判断することとした。</p> <p>さらに、全部のれん方式の採用の可否、条件付取得対価の取扱い、企業結合に係る特定勘定の取扱い等については、改正することにより財務報告の改善が図られるか否かについて意見が分かれているものや、改正の必要性や適時性に乏しいという意見が大半を占めているものであるため、平成25年改正会計基準の対象とはせず、継続検討課題とすることとした。</p>
	<p>105. のれんの会計処理方法としては、その効果の及ぶ期間にわたり「規則的な償却を行う」方法と、「規則的な償却を行わず、のれんの価値が損なわれた時に減損処理を行う」方法が考えられる。「規則的な償却を行う」方法によれば、企業結合の成果たる収益と、その対価の一部を構成する投資消去差額の償却という費用の対応が可能になる。また、のれんは投資原価の一部であることに鑑みれば、のれんを規則的に償却する方法は、投資原価を超えて回収された超過額を企業にとっての利益とみる考え方も首尾一貫している。さらに、企業結合により生じたのれんは時間の経過とともに自己創設のれんに入れ替わる可能性があるため、企業結合により計上したのれんの非償却による自己創設のれんの実質的な資産計上を防ぐことができる。のれんの効果の及ぶ期間及びその減価のペースは合理的に予測可能なものではないという点に関しては、価値が減価した部分の金額を継続的に把握することは困難であり、かつ煩雑であると考えられるため、ある事業年度において減価が全く認識されない可能性がある方法よりも、一定の期間にわたり規則的な償却を行う方が合理的であると考えられる。また、のれんのうち価値の減価しない部分の存在も考えられるが、その部分だけを合理的に分離することは困難であり、分離不能な部分を含め「規則的な償却を行う」方法には一定の合理性があると考えられる。</p>
	<p>106. 一方、「規則的な償却を行わず、のれんの価値が損なわれた時に減損処理を行う」方法は、のれんが超過収益力を表わすとみると、競争の進展によって通常はその価値が減価するにもかかわらず、競争の進展に伴うのれんの価値の減価の過程を無視することになる。</p> <p>また、超過収益力が維持されている場合においても、それは企業結合後の追加的な投資や企業の追加的な努力によって補完されているにもかかわらず、のれんを償却しないことは、上述のとおり追加投資による自己創設のれんを計上することと実質的に等しくなるといえる問題点がある。実務的な問題としては、減損処理を実施するためには、のれんの価値の評価方法を確立する必要があるが、そのために対処すべき課題も多い。</p>
	<p>107. 平成15年会計基準では、こうした議論を踏まえ「規則的な償却を行わず、のれんの価値が損なわれた時に減損処理を行う」方法に対し、「規則的な償却を行う」方法に一定の合理性があることや、子会社化して連結する場合と資産及び負債を直接受け入れ当該企業を消滅させた場合との経済的な同一性に着目し、正の値であるのれんと投資消去差額の会計処理との整合性を図るなどの観点から、規則的な償却を採用した。また、その償却期間についても、平成9年連結原則の連結調整勘定の償却に係る考え方を踏襲し、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって償却することとした(第32項参照)。</p>
	<p>108. なお、のれんは「固定資産の減損に係る会計基準」(平成14年8月 企業会計審議会)の適用対象資産となることから、規則的な償却を行う場合においても、「固定資産の減損に係る会計基準」に従った減損処理が行われることになる。このような「規則的な償却を行う」方法と、「規則的な償却を行わず、のれんの価値が損なわれた時に減損処理を行う」方法との選択適用については、利益操作の手段として用いられる可能性もあることから認めないこととした。</p> <p>109. また、のれんを規則償却とした場合、例えば、株式の交換による企業結合のプロセスにおいて、買収対価(発行株式金額)の過大評価や過払いが生じている可能性がある場合に、のれん等が過大に計上される状況が考えられる。このように取得原価のうち、のれんやのれん以外の無形資産に配分された金額が相対的に多額になるときは、企業結合年度においても「固定資産の減損に係る会計基準」の適用上、減損の兆候が存在すると判定される場合もある。被取得企業の時価総額を超えて多額のプレミアムが支払われた場合や、取得時に明らかに識別可能なオークション又は入札プロセスが存在していた場合も同様に取扱われることがある。</p>
<p>討議資料 「財務会計の 概念フレームワーク」 (2006年12月28日)</p>	<p>【参考】(第3章脚注14) 第4項の要件は充足するものの、財務報告の目的の観点から資産に含まれないものの代表例には、いわゆる自己創設のれんがある。自己創設のれんの計上は、経営者による企業価値の自己評価・自己申告を意味するため、財務報告の目的に反するからである(第1章「財務報告の目的」第18項)。</p> <p>【参考】(第4章)22. 仮に将来に関する期待が変わらなければ、利用価値の変動額は、この投資額に対する正常なリターン(資本コストに見合う額)に等しくなる。他方、その期待が途中で変化した場合は、正常なリターンに加えて、期待の変化(いわゆるウィンドフール)が、経営者の主観的な見込みだけで、その変動額に算入される。第1章「財務報告の目的」において記述されており、事実あるいは実績を開示するという財務報告の目的に照らすと、利用価値による測定が意味を持つ状況は、主観的な見積りを事実の代理とするしかない例外的なケースに限られる。</p> <p>【参考】8. 経営者には、投資家はその役割を果たすのに必要な情報を開示することが期待されている。予測は投資家の自己責任で行われるべきであり、経営者が負うべき責任は基本的には事実の開示である。会計情報を開示するうえで経営者自身の予測が必要な場合でも、それを開示する目的は原則として現在までに生じている事実を明らかにすることにある。</p> <p>【参考】(第1章)18. 本章第7項及び第8項に述べた投資家と経営者との役割分担とは異なり、特定の事業について情報優位にある経営者は企業価値の推定についても投資家より高い能力を持つという考えから、その推定値の開示を経営者に期待する向きもある(2)。しかし経営者自身による企業価値の開示は、証券の発行体が、その証券の価値に関する自己の判断を示して投資家に売買を勧誘することになりかねない。それは、証券取引法制の精神に反するだけでなく、経営者としてもその判断に責任を負うのは難しい。そのため、財務報告の目的は事実の開示に限定される。</p> <p>【参考】(第1章脚注2) 企業の経営者は独自の内部情報を有しているため、将来のキャッシュフローを決定する要因のうち、企業固有の要因を把握することについては優位な立場にあるとしても、景気、金利、為替など経済全体に関わる要因については、経営者が優位な立場にあるとは限らないため、全体として経営者が企業価値の推定について投資家より高い能力を持つとはいえない。</p>

基準書等	関連する規定
<p>ASAF アジェンダ・ペーパー『「too little, too late」の問題への対処として考えられるアプローチ』 (2017年6月12日)</p>	<p>10. ASBJ は、財務諸表利用者に対する目的適的な情報の提供の観点と、会計処理の複雑性と判断に関する実務負担の観点から、3つののれんの事後の会計処理の代替案が、現行のIAS 第36号からの改善となる可能性を評価した。</p> <p>(a) のれんの即時償却 (direct write-off of goodwill)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ のれんの即時償却は、会計処理のために特別な判断が必要されないため、適用が簡便である。 ・ 一方で、のれんを即時償却する場合、のれんを資産として認識せず、取得時に費用に認識する結果となる。これは、企業結合の対価の一部であるのれんについて、取得日時時点でその価値を認めないことを意味することから、財務諸表利用者への目的適的な情報の観点から説明することが困難である。 ・ また、のれんが即時償却される場合、のれんの減損損失が認識されなくなる。のれんの減損損失が投資(すなわち、企業結合)の失敗のシグナルを表すと考える場合、そのシグナルが提供されない。
	<p>(b) 償却及び減損モデル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ のれんを償却することにより、企業結合によって増加した収益と償却費用を対応させる形で純損益が計算され、償却費用が控除された純損益を用いて、経営者が企業結合の成果を説明することが可能となる。のれんは超過収益力を表すとみると競争によって通常はその価値が減価するものと考えられ、のれんの償却はその減価を適切に表すとともに、実質的な自己創設ののれんの認識を防ぐことが可能となる。 ・ 一方で、償却及び減損モデルの下では、のれんの帳簿価額が償却により減額されるため、のれんが償却されない場合と比べ、のれんの減損損失が認識される機会が相対的に少なくなる。のれんの減損損失が投資(すなわち、企業結合)の失敗のシグナルを表すと考える場合、そのシグナルが提供される機会が減少する可能性がある。 ・ なお、のれんを償却する場合、その償却期間が問題となるが、ASBJは、将来の正味キャッシュ・インフローが企業結合により増加すると見込まれる期間に関する経営者の見積りに基づいて償却期間を見積ることが、財務諸表利用者に対して目的適的な情報を提供することに繋がると考えている(本資料第43項参照)。
	<p>(c) PHアプローチ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PHアプローチは、のれんが配分された既存のCGUIに含まれる純資産の含み益や自己創設ののれんが、のれんの減損を覆い隠す問題の一部に対処するものであると考えられる。 ・ PHアプローチの下では、のれんが配分されたCGUの帳簿価額に(取得日時時点で測定され、かつ、「凍結」された)PHを加算した金額が、CGUの回収可能価額を上回る場合に、減損損失が認識されるが、減損後ののれんの帳簿価額が意味するところについて、財務諸表利用者への目的適的な情報の観点から説明することが困難である。 ・ また、PHアプローチは、複雑な測定プロセスを伴い、取得日時時点のPHの測定のために(より具体的には、既存CGUの企業結合前の回収可能価額を算定のために)判断のための実務負担を増加させる可能性がある。
	<p>11. 上記より、ASBJは、財務諸表利用者に対する目的適的な情報の提供の観点から、のれんの即時償却とPHアプローチについては、現行のIAS第36号の減損のみモデルを改善するものと結論づけることは難しいと考えている。</p>
	<p>13. ASBJは従来より、のれんの減価を償却を通じて各報告期間の純損益に反映させることで、財務諸表利用者に対して企業結合後の企業の業績に関する有用な情報を提供することから、償却及び減損モデルを支持している。前項までの分析により、ASBJは、償却及び減損モデルは、現行のIAS 第36号の減損のみモデルにおいて示唆されている「too little, too late」の問題にも対処する効果的なアプローチであると考えており、IASB は、のれんの事後の会計処理について、現行のIAS 第36号の減損のみモデルから償却及び減損モデルに変更すべきであるとのポジションを再確認している。</p>
	<p>14. 前項のASBJのポジションにかかわらず、ASBJは、本資料の第3項で示したとおり、のれんのあるべき事後の会計処理について、関係者が相反する強力な見解を有していることや、現行の減損のみモデルから償却及び減損モデルに移行する場合には、企業に重大な負担が生じることについて懸念が聞かれていることも理解している。</p>
	<p>15. ASBJは、のれんのあるべき事後の会計処理を巡る現在の状況を考慮して、選択適用アプローチを検討することを提案する。これは、企業に、その説明責任を果たす上で有用と考えるモデルを、次の2つのいずれかから、会計方針として選択することを要求する提案である。</p>
	<p>(a) 現行のIAS第36号に基づく減損のみモデル (b) 償却及び減損モデル</p>
	<p>17. のれんの事後の会計処理として、現行のIAS 第36号に基づく減損のみモデルと、償却及び減損モデルの両モデルを併用する場合、いずれかのモデルを会計方針として選択することを企業に要求する方法の他に、例えば、いずれのモデルを使用すべきかを企業結合ごと(認識されたのれんごと)に判断するための規準を設け、この規準に従って使用するべきモデルを決定することを企業に要求する方法も考えられ得る。しかし、ASBJは、次の理由により、いずれかのモデルを会計方針として選択し、報告企業のすべての企業結合に同じモデルを首尾一貫して適用する方法を提案している。</p> <p>(a) のれんの性質(減価するか否か、費消されるか否か)や、のれんのあるべき事後の会計処理に関する関係者の見解が様々である現在の状況を考慮すると、使用するべきモデルを決定するための規準について、関係者の合意を得ることは困難と想定される。また、開発される規準によっては、使用するべきモデルを決定するために重要な判断の行使が企業に要求される可能性があり、企業の負担が増加する可能性がある。さらに、開発される規準によっては、モデルの選択が恣意的なものとなる可能性がある。</p> <p>(b) 報告企業のすべての企業結合に同じモデルが首尾一貫して適用されない場合、のれんの帳簿価額に、償却されているのれんと償却されていないのれんの両方が含まれることになる。さらに、のれんの減損損失に、償却されているのれんから発生したものと、償却されていないのれんから発生したものの両方が含まれることになる。これらの金額について、財務諸表利用者への目的適的な情報の提供の観点から正当化することは困難である。</p> <p>(c) いずれかのモデルを、会計方針として報告企業のすべての企業結合に首尾一貫して適用することにより、経営者が、企業結合の成果に関する説明責任を果たすための方法に係る考え方に、のれんの事後の会計処理を合わせる事が可能となる。</p>
	<p>47. 反証可能であることを前提とした、償却期間の具体的な上限については、客観的に定めることは困難であると考えられるが、より最近に公表された会計基準において償却期間の上限が10年とされていることや、複数の学術論文の研究結果¹⁶から、10年とすることが関係者の理解が得られやすいのではないかと考えている。</p>
<p>(脚注16) ASBJ が参照した主な学術論文は以下のとおりである。 Healy, P., Serafeim, G., Srinivasan, S. and Yu, G. (2011). Market competition, government efficiency, and profitability around the world. Workingpaper, Harvard Business School. Available at SSRN 1865878. Nissim, D. and Penman, S. H. (2001). Ratio analysis and equity valuation. Review of Accounting Studies, 6, 109-154. Obinata, T. (大日方 隆) (2013). 「利益率の持続性と平均回帰」 Sustainability and mean reversion of profitability. Chuokeizai-sha, Inc. Palepu, K. G. and Healy, P. M. (2012). Business analysis and valuation 5th edition - International edition, Cengage learning. Palepu and Healy において、超過営業自己資本利益率が5-10年で消失するという実証研究結果が示されている。また、Nissim and Penmanにおいて、超過営業利益に関して10分位ポートフォリオを作成し、平均回帰の期間を分析した結果、最高10分位において当該超過営業利益が10年以上持続するという経験的証拠が得られている。</p>	

基準書等	関連する規定
<p>リサーチ・ペーパー 第3号 「のれんを巡る 財務情報に関する アナリストの見解」 (2017年6月12日) (参考)</p>	<p>キャッシュ・フロー情報に基づく分析をより重視する株式アナリストの見解 のれんの事後の会計処理 21. キャッシュ・フロー情報に基づく分析をより重視する株式アナリストの、のれんの事後の会計処理に関する見解は分かれていた: ・あるバイサイド・株式アナリストは、ROICに基づく分析では、予め決められたスケジュールに基づくのれんの償却により費用が認識されることは、総資産に含まれる当初投資額(すなわち、ROIC計算上の分母)を歪めるため適切ではないという理由から、非償却を支持していた。当該アナリストは、のれんの機械的な償却は、経営者の資本コストに対する意識を弱め、資本コストの観点から評価される企業結合の成果に対する説明責任を曖昧にするとも考えていた。 ・あるバイサイド・株式アナリストは、資産の償却は、償却期間に十分な根拠がある場合のみ要求されるべきであることを強調し、根拠のない期間にわたる機械的な償却よりは非償却の方が良いと考えていた。当該アナリストは、のれんの当初認識額に対してのれんの価値が下落した場合には、のれんの減損損失として、投資の失敗に関するシグナルが提供されるべきであると考えており、のれんの償却は、当該シグナル効果を弱めるとも述べた。 ・あるバイサイド・株式アナリストは、のれんの償却は、キャッシュ・フローとの不一致を生じさせ、のれんの非償却は、貸借対照表に価値が永久に認識されることに繋がるため、経験上、いずれのアプローチにも問題があると述べた。当該アナリストは、この矛盾を解決するための1つの方法として、理論的にはのれんの即時償却が良いと考えていた。 ・あるバイサイド・株式アナリストは、キャッシュ・フロー情報に基づく分析を行う観点からは、償却か非償却かの違いは、いずれもキャッシュ・フローに影響しないため特段の意味を持たないと述べた。</p>
	<p>会計上の利益及び純資産情報に基づく分析をキャッシュ・フロー情報に基づく分析とともに重視する株式アナリストの見解 のれんの事後の会計処理 31. 会計上の利益及び純資産情報に基づく分析をキャッシュ・フロー情報に基づく分析とともに重視する株式アナリストの、のれんの事後の会計処理に関する見解は分かれていた。</p>
	<p>償却及び減損アプローチを支持する見解 32. 株式アナリストの一部は、償却及び減損アプローチを支持する見解を述べた: ・あるバイサイド・株式アナリストは、のれんが資産の定義を満たすか否かは曖昧であることを強調した。当該アナリストは、のれんの価値が永久には持続しないのであれば、のれんの帳簿価額を最終的にゼロまで減少させる仕組みが必要であると考えていた。当該アナリストは、のれんの非償却は自己創設のれんの認識に繋がることも述べた。 ・バイサイド・株式アナリストとセルサイド・株式アナリストの両方を含む複数の株式アナリストは、のれんを償却し、償却後ののれんの帳簿価額をのれんの価値が下回った場合にのれんの減損を認識することによって、減損損失が投資の失敗をより表し、より目的適合性の高い情報を提供することになると述べた。 ・バイサイド・株式アナリストとセルサイド・株式アナリストの両方を含む複数の株式アナリストは、のれんの非償却により、企業は、黒字企業を買収するだけで増収増益を達成できるため、M&Aバブルが誘発される可能性があり、反対に、のれんの償却は、経営者に、償却額を上回る投資利益の獲得というより高い目標を設定させることに言及した。 ・あるセルサイド・株式アナリストは、設備投資の会計処理との整合性の観点から(すなわち、のれんの償却は、企業結合による成長とオーガニックな成長との間のイコール・フットイングを達成することから)、のれんを償却した会計上の利益の方が情報価値が高いと考えていた。 ・あるセルサイド・株式アナリストは、のれんの償却期間に関する情報は、のれんの金額が、企業結合により増加する将来キャッシュ・フローにより回収されるまでの期間に関する経営者の見積りを表すため、情報価値が高いと考えていた。</p>
	<p>非償却アプローチを支持する見解 33. 株式アナリストの一部は、非償却アプローチを支持する見解を述べた: ・複数のセルサイド・株式アナリストは、米国会計基準及びIFRSの両方がのれんの非償却を要求している状況を踏まえると、国際的な比較可能性を達成するためには、実務において国際的に最も広く使用されているアプローチに統一せざるを得ないことに言及した。彼らは、償却アプローチと非償却アプローチの混在は、分析を実施するための追加のコストを発生させると述べた。 ・あるセルサイド・株式アナリストは、業界によっては、企業の持続的な成長のために企業結合が不可欠であるため、会計上ののれんの償却が要求されることを理由に、経営者が投資を躊躇することは望ましくないと考えていた。</p>
	<p>中立的な見解 34. 複数のセルサイド・株式アナリストは、キャッシュ・フロー情報に基づく分析を行う観点からは、償却か非償却かの違いは、いずれもキャッシュ・フローに影響しないため特段の意味を持たないと述べた。</p>
<p>信用アナリストの見解 のれんの事後の会計処理 43. 信用アナリストは、以下の理由から、償却及び減損アプローチを支持していた: ・のれんは差額として当初認識される(公正価値により測定されるわけではない)ため、買収コストと捉えられるべきであり、償却によりこのれんの帳簿価額を最終的にゼロまで減少させるべきである。 ・減損のプロセスが改善されたとしても、のれんの公正価値を精緻に測定することは困難であり、またのれんの価値を測定するプロセスは主観的にならざるを得ないため、財務健全性や、企業の信用力の観点からは、のれんは規則的に償却されるべきである。</p>	
<p>「企業結合に関する 日本の意見」 (2001年11月2日)</p>	<p>のれんの償却について のれんの償却の問題はG4+1等でも議論されておらず国際的な議論がされていない。従って、ASBJは拙速にIFRSの公開草案を公表するのはなく、ディスカッション・ペーパーを公表して議論を深めるべきであるとする。</p> <p>ASBJは下記の観点からのれんを非償却とすることに反対であり、一定期間で償却を行った上で、必要に応じて減損処理を行う方法を支持する。</p> <p>1. のれんには、被結合会社の超過収益力など、その効果が即時に消失しないものも含まれるため、一時償却しない点では賛成する。しかし、超過収益力は競争の進展によって通常は価値が減耗するはずであり、非償却の処理は支持できない。たとえ超過収益力が維持されている場合でも、それは結合後の追加的な投資や企業の追加的な努力によって補完されているのであり、のれんを償却しない場合は追加投資による自己創設のれんを計上するのに実質的に等しくなり、現行の会計基準と整合しない。</p> <p>2. のれんの償却処理を否定する論拠の一つとして、のれんの償却費と自己創設のれんを生じさせるための費用とが二重に計上されることを挙げられることがある。しかしながら、のれんの償却費は企業結合以前に被結合会社が創設したのれんの減価を認識するものであり、自己創設のれんを生じさせるための費用は結合後に超過収益力を維持するための追加的な支出によるものである。よって両者は、全く別のものであり二重計上ではないと考える。それらが費用の二重計上に当るのであれば、有形固定資産の減価償却費と修繕費の関係も同様であり、有形固定資産の会計処理も見直す必要がある。</p> <p>3. また、のれんの償却処理を否定する論拠の一つとして、アナリスト等の会計情報の利用者がのれんの償却費を足し戻していることがあげられることがある。アナリストが分析するために調整しているのは、のれんの償却費だけでなく、リストラに係わる費用や支払利息、研究開発費などもアナリストの目的に従って調整が行われている。</p> <p>4. IASBでは、米国の会計基準を参考にしてのれんの会計処理を設定しようとしているが、米国では本年7月にのれんの非償却の会計処理を定めたばかりであり、特にのれんの減損テストについてはその有効性に関する実証がなされていない。IFRSは国際的に用いられる会計基準であり、その設定は慎重に行うべきであり、米国基準を参考にするにしても、有効性の確認は必要ではない。</p>

基準書等	関連する規定
<p>リサーチ・ペーパー 第1号 「のれんの償却に 関するリサーチ」 (2015年5月19日)</p>	<p>V. 学術文献の限定的なレビュー 36. 前の各セクションにおいて説明したりサーチ作業に加えて、我々は、以下の目的でさまざまな学術文献をレビューした。 (a) 学術文献が「減損のみのアプローチ」又は「償却及び減損アプローチ」のどちらを支持しているのか、また、その場合には、どのように支持しているのかを見出すため。これは、IASB が依頼した学術調査の結果では、減損のみのアプローチにおいてのれんに関する減損損失が認識される際には、シグナルの効果がもたらされることから、減損のみのアプローチの方が有用性が高いことが裏付けられる証拠があると示しているようであったからである。 (b) 超過収益力が消失するであろう期間に関する示唆を調査研究で提供していたのかを見極めるため。のれんの構成要素の大部分が企業の超過収益力であると考えられると推定すると、我々は、この主題に関する学術調査の発見事項は、償却期間に関する会計処理の要求事項を考慮する際に有用となるであろうと考えた。 37. 我々が限定的レビューを実施した学術文献の母集団は、IASB スタッフ14がレビューしたペーパーと我々が提言を求めた学識者がアドバイスしたいくつかの他のペーパーに基づいて決定された。 (第37項脚注14 IASB スタッフが2014年9月のIASBボード会議で提示したペーパーのうち、我々がレビュー対象に含めたのは、テーマが「価値関連性」に関連するペーパーである。) 38. 以下の各項目は、我々がリサーチの中で発見したことの簡潔な要約を提供している。レビューした学術文献の一覧については、本ペーパーの付録-III で示している。</p> <p>減損のみのアプローチと償却及び減損アプローチとの比較 39. 日本の学識者と協議を行い、我々は、減損のみのアプローチにおけるのれんの価値関連性を、償却及び減損アプローチと比較して調査していた関連する学術研究をレビューした。我々がレビューしたペーパーには、IASB スタッフがレビューしたペーパーと我々が独自に選定したペーパーとの両方が含まれている。主要な発見事項の要約及びIASBスタッフの解説(限界を含む)を付録-IVの表11に示している。</p> <p>40. レビュー作業の結果として、我々は、次の理由により、学術論文の研究結果によって、減損のみのアプローチの方が償却及び減損アプローチよりも優れていると結論を下すことは、少なくとも、困難であると考えた。 (a) 我々がレビューした調査は、2つのアプローチの価値関連性の程度を同じ条件により比較していなかった。 (b) 減損損失の認識と株価との間に価値関連性があるという事実が必ずしも、市場は減損損失が財務諸表に認識されたという事実に対応したことを示唆するものではない可能性がある。 (c) いくつかの調査は、減損損失の認識と株価の間での相関関係は非常に少ないと示してさえもいた。 (d) いくつかの制約因子がある(特に、学術研究が、IFRSが特定の法域で最初に適用された期間に係る財務情報に基づいて行われていた場合)。 (e) いくつかの調査では、減損テストの要求事項に関する準拠のレベルは、企業の所在地及び財務諸表の監査に従事する監査人に応じて大きく異なると示されていた。これは、減損損失が必ずしも適時に認識されていないことを示唆している可能性がある。さらに、当該要求事項から生じるコストと便益が調査研究の下で検討されることは多くはなかった。</p> <p>超過収益力が消失するであろう期間 41. 我々は、以下の事項を検討するにあたり、証拠を探るために関連する学術文献をレビューした。 (a) 超過収益力は、業種平均に平均回帰すると見込まれるのかどうか。 (b) 超過収益力が業種平均に平均回帰すると見込まれる場合には、業界平均に平均回帰すると見込まれる期間の長さはどのくらいなのか。 42. 本ペーパーの付録-IVの表2は、これらの目的のために我々がレビューしたペーパーを選定的に説明している。我々は、これらの調査が、超過収益力は業界平均に平均回帰する(これは、超過収益力が時の経過とともに消失することを示唆することになる)と明白に結論付けていたことに留意した。いくつか調査はさらに、超過収益力の大部分は、企業結合後の最初の5年間にわたって消失し、10年以内に消滅していると述べていた。</p>
<p>企業結合会計の 見直しに関する 論点の整理」 (2009年7月10日)</p>	<p>【論点4】のれんの会計処理 【論点4-1】のれんの償却 今後の方向性 95. のれんについては、我が国における会計基準のように規則的に償却する取扱いと、国際的な会計基準のようにのれんを償却しない取扱いがあり⁹⁵、のれんの償却自体の意義やのれんの償却手続、自己創設のれんの計上との関係などから、それぞれの考え方が支持されている(図表4(別紙)参照)。</p>

(図表4)	のれんを償却するとする考え方の根拠	のれんを償却しないとする考え方の根拠
のれんの償却自体の意義	<p>のれんは超過収益力を表わすものであるため、競争の進展によって通常はその価値が減価する費用性資産である。将来の収益力によって価値が変動するのは、有形固定資産も同様であるが、売却ではなく利用に伴い回収を図る場合には、定期的に償却すべきである。</p> <p>規則的な償却を行う方法によれば、企業結合の成果たる収益と、その対価の一部を構成する投資消去差額という費用の対応が可能となる。すなわち、のれんは投資した原価の一部であることに鑑みれば、のれんを規則的に償却する方法は、投資原価を超えて回収された超過額を企業にとっての利益とみる考え方とも首尾一貫している。</p>	<p>のれんは、繰延税金資産と同様に、将来の収益力によって価値が変動する資産であり、規則的な償却ではなく、収益性の低下による回収可能性で評価すべきである。</p> <p>財務諸表の利用者は意思決定にあたってのれん償却費を無視しており、企業側も経営者の業績を評価するにあたりのれん償却費を考慮しないことが多いことから、のれんが償却期間にわたって毎期均等に収益獲得に貢献するという想定は、経営の実態にかなった会計処理とは言えない。</p>
のれんの償却手続	<p>取得したのれんの耐用年数及び償却パターンが予測不可能であることは、有形固定資産の減価償却でも同じであるが、設備等の有形固定資産については、何らかの見積りにより、支出総額の期間配分によって減価償却を行う。特に、企業による将来に対する見通しが償却の年数又はパターンに反映されている場合には、有用な情報を提供でき得る。</p> <p>のれんの価値が減価した部分の金額を継続的に把握することは困難であり、かつ煩雑であると考えられるため、ある事業年度において減価がまったく認識されない可能性がある方法よりも、一定の期間にわたり規則的な償却を行う方が合理的である。</p> <p>のれんのうち価値が減価しない部分の存在も考えられるが、その部分だけを合理的に分離することは困難であり、分離不能な部分を含め、規則的な償却を行う方法には一定の合理性がある。</p> <p>企業結合後に生じる自己創設のれんにつながる支出の費用処理と、企業結合により生じる購入したのれんの償却とは、別のものである。取得ではなく内部源泉によって同じ価値を創設するためには、同程度の支出が必要であり、むしろ、購入したのれんの償却により、その成長を内部源泉の企業と取得による企業を適切に比較できる。</p>	<p>すべてののれんの価値が減少するのではなく、減価する場合でも毎期規則的に減少することは稀である。取得したのれんの耐用年数及び償却パターンは、一般に予測不可能であり、恣意的な期間でのれんの定額償却を行っても、有用な情報を提供することはできない。</p> <p>規則的な償却が必要となる事前の耐用年数の決定は、主観的な見積りとなる可能性が高く、逆に恣意的な費用計上を助長する危険がある。我が国でも減損処理が実際の会計基準に取り入れられてからすでに4年が経過しており、相当程度の実行可能性が確保されていることからすると、価値の減少の継続的な把握が困難とは言えない。</p> <p>のれんのうち減価しない部分が存在する以上、当該部分は経済的実態を反映して非償却とすべきである。減価しない部分を分離するためには、見積りや按分といった要素が介入するかもしれないが、分離不能部分を含めて一律に規則的な償却を行う場合に比べれば、弊害は相対的に小さいと考えられる。</p> <p>のれんを生成する支出の費用とのれんの償却費の双方が認識されることにより、のれんの償却は、その成長を内部源泉ではなく取得に主として依存する企業にとって不公平をもたらす。</p>
自己創設のれんの計上との関係	<p>企業結合により生じたのれんは時間の経過とともに自己創設のれんに入れ替わる可能性があるため、企業結合により計上したのれんの非償却による実質的な資産計上を防ぐことができる。</p> <p>取得したのれんの価値を維持するために費やされた費用とのれんの償却費の双方が認識されることについては、後者を非償却とするのではなく、前者をどの程度費用処理せず資産計上し償却するかの問題である。</p>	<p>のれんの非償却が自己創設のれんの計上につながるという見方は、購入したのれんが継続的に減少し、事後的な支出と同時に価値が創出されるという仮定に基づいている。</p> <p>取得したのれんの価値がその後の企業努力により維持されることを前提にすると、取得したのれんが自己創設のれんに置き換えられることはあるとしても、取得したのれんの価値を維持するために費やされた費用とのれんの償却費の双方が認識されることの有用性については疑問である。</p>

基準書等	関連する規定
<p>ディスカッション・ペーパー 「のれんはなお償却しなくてよいか—のれんの会計処理及び開示」 (2014年7月22日)</p>	<p>FASBによる SFAS第142号の公表</p> <p>8. FASB 基準書第 142号「のれん及び他の無形資産」(SFAS第142号)の公表前は、会計原則審議会(APB)意見書第17号「無形資産」が、企業結合で認識されるのれんを40年を超えない期間にわたり定期的に償却することを要求していた。</p> <p>9. 2001年に、FASBはSFAS第142号を公表し、以下の主張に基づいて減損のみアプローチを導入した。(a)多くのアナリストは、のれんの償却費を分析の際に無視していると述べており、多くの企業は、事業の業績を測定する際にのれんの償却費を無視していた。(b)のれんの償却が完了した後の期間における報告利益の増加は、忠実な表現であるとは考えられない可能性がある。このような利益の増加は、過去に「二重計上」されていたのれんに関する費用計上を中止することから生じているためである。(c)適正な減損テストを実施し適切な開示を行えば、のれんの非償却は財務報告の透明性を促進し、したがって、財務諸表に依拠する人々に有用な情報を提供する。</p> <p>10. しかし、FASBの結論に関して相当の懸念があった。これは主として、取得したのれんは、その後の期間にその価値が消費される「消耗資産(wasting asset)」であるとみなされていたことによるものであった。減損のみアプローチは本質的に、のれんが配分されている同じ報告単位の中で創出される「自己創設のれん」⁹の資産化を企業に認めるものであるという主張があった。</p> <p>(脚注5 IAS第38号では、企業が自己創設のれんを認識することを禁止している。場合によっては、支出が将来の経済的便益を生み出すために行われるが、それは認識規程を満たす無形資産の創出にはつながらない。そのような支出は、自己創設のれんに寄与するものとして説明されることが多い。自己創設のれんは、資産として認識されない。信頼性をもって原価で測定できるような、企業が支配している識別可能な資源ではないからである。)</p>
	<p>IFRS第3号(2004年)</p> <p>11. 2004年に、IASBは、主に米国基準とのコンバージェンスを達成するためにIAS第22号を修正した。のれんの事後の処理を検討した際に、IASBは、次の3つのアプローチを検討した。</p> <p>(a)定額法で償却し、のれんが減損している可能性を示す兆候があるときにはいつでも減損テストを行う。</p> <p>(b)非償却とするが、減損テストを毎年行い、事象又は状況の変化によりのれんが減損している可能性があるとして示している場合にはもっと頻繁に行う。</p> <p>(c)アプローチ(a)とアプローチ(b)の間での会計上の選択。</p> <p>12. IASBは、減損のみアプローチを採用することを決定した。IASBは、アプローチ(c)は比較可能性と信頼性の両方を低下させると考えたため、当該アプローチを棄却した。</p>
	<p>13. 協議プロセスにおいて、利害関係者は、主に次の理由により、おおむね償却及び減損アプローチを選択していた。</p> <p>(a)取得したのれんは、消費され、自己創設のれんに置き換わる資産である。したがって、償却は取得したのれんが純損益に認識されること、及び自己創設のれんにより補完(offset)されない(IAS第38号「無形資産」における自己創設のれんの認識の禁止に従って)ことを確保する。</p> <p>(b)のれんの償却は、耐用年数が確定できない他の無形資産及び有形資産について採用しているアプローチと整合する。実際に、企業は、有形固定資産の項目の耐用年数を決定し、当該資産をその耐用年数にわたり定期的に減価償却することが要求されている。取得したのれんを異なる方法で処理することには概念的な理由がない。</p> <p>(c)規則的な償却は、のれんの事後の処理に対する実務的な解決策を、許容可能なコストで提供する。</p> <p>14. しかし、IASBは、主に、のれんの耐用年数及び消費パターンを信頼性をもって決定することは可能でなく、ある特定の期間にわたる償却費は単なる恣意的な見積りとなるという理由により、減損及び償却アプローチを棄却した。</p>
	<p>償却及び減損アプローチ背景</p> <p>74. 本ペーパーの第13項で述べたように、多くの利害関係者は、2004年のIFRS第3号の公表に至ったIASBの協議の間に、償却及び減損アプローチが概念的にも適切なアプローチとなるであろうと認識していた。多くの場合に、超過収益力(本質的に「コアのれん」)は他者との競争を通じて時の経過とともに減少すると想定されるからである。しかし、IASBは、このアプローチを採用しないことを決定した。</p>
	<p>75. 一部の人は、主に次の理由により、償却及び減損アプローチを支持している。</p> <p>(a)取得したのれんは、時の経過に応じて消費され、自己創設のれんに置き換わる資産である。取得したのれんがその後の期間にわたり償却されない限り、企業結合後の期間に財務諸表へ費用と収益の間の対応関係を反映することができないため、取得取引に関する経済実態を財務諸表に反映することができないであろう。</p> <p>(b)取得したのれんの耐用年数又はのれんが減少するパターンを正確に予測できないとしても、減価償却が要求されている有形固定資産にも同じ主張が当てはまるであろう。</p> <p>(c)償却費は、取得したのれんの当該期間中の実際の減少を近似的に見積るものでしかないかもしれないが、損益計算書に区分表示すれば、利用者がその金額の限界を理解することが期待できる。</p>
	<p>76. 一方で、他の人は、以下の理由により、償却及び減損アプローチに反対している。</p> <p>(a)取得したのれんの耐用年数及びそれが減少するパターンは一般的に、予測することが可能ではなく、なんらかの特定の期間にわたる償却費は、取得したのれんの当該期間中の消費の恣意的な見積りにすぎない。</p> <p>(b)多くのアナリストは、のれんの償却費を分析の際に無視していると述べており、多くの企業は、事業の業績を測定する際にのれんの償却費を無視している。</p> <p>(c)のれんの償却が完了した後の期間における報告利益の増加は、忠実な表現であるとは考えられない可能性がある。このような利益の増加は、過去に「二重計上」されていたのれんに関する費用計上を中止することから生じているからである。</p>
	<p>77. さらに、償却及び減損アプローチが復活した場合であっても、「受託責任」目的を重視するのかがどうかに応じて、適切な償却期間の評価が異なる可能性があるという主張も考えられる。具体的には、償却期間が短い方が受託責任の観点からは適切であろうという見解がある。しかし、リサーチ・グループは、特に、企業が少なくとも各年度末に償却期間の再検討が要求される場合には、どの目的を重視するのかがよって、適切な償却期間の決定が異なることはないという考えに傾いている。概念フレームワークに関する最近の議論は、会計上の判断は、どの目的を重視するのかがよって異なることは稀であることを示している。</p>
	<p>78. 償却及び減損アプローチには、一定の状況に限り償却を要求(又は許容)するというバリエーションがあるかもしれない。しかし、このアプローチには、以下の欠点がある。</p> <p>(a)これらの状況を識別するための概念上及び運用上の要件を開発することは、非常に複雑で困難であろう。</p> <p>(b)償却の選択肢を認めることは、財務情報の比較可能性を損なうことになる。</p>
	<p>学術文献のレビュー</p> <p>79. リサーチ・グループは、償却及び減損アプローチにとっての主要な課題の1つに、どのようにのれんを償却すべき適切な期間を決定するのかがあると考えている14。さらに、一部の利害関係者は、特に技術の進歩の速さを考えると、超過収益力はすぐに陳腐化すると述べている。したがって、リサーチ・グループは、以下の質問についての発見事項を識別するために、学術文献の限定的なレビューを実施した。</p> <p>(a)超過収益力が時の経過とともに低下する(又は減少しない)ことを示す証拠はあるか。</p> <p>(b)超過収益力が時の経過とともに減少する場合に、減少する特定の期間を識別している学術文献はあるか。</p> <p>(脚注14 のれんの将来の経済的便益を企業が消費すると見込まれるパターンを信頼性をもって決定できない場合には、耐用年数を確定できる無形資産からの類推により定額法を使用することができると考えられる(IAS第38号の第97項。)</p>

基準書等	関連する規定
<p>ディスカッション・ペーパー 「のれんはなお償却しなくてよいか—のれんの会計処理及び開示」 (2014年7月22日)</p>	<p>80. 発見事項は統一的なものではなかったが、リサーチ・グループは、複数の研究で超過収益力は3年から10年までのさまざまな期間で時の経過とともに減少することが示されていることに留意した。とりわけ、リサーチ・グループは、以下の特に関連性のあるペーパーを発見した¹⁵。</p>
	<p>(脚注15 リサーチ・グループは、本ペーパーの中で論文の要約は論文の中の全体的内容を記述することを意図したものではないことに留意している。むしろ、これは、その読み込みに基づいたリサーチ・グループの理解の要約である。)</p>
	<p>(a) Jennings et al. (2001): この論文は、1993年から1998年の期間にのれん資産を報告した米国公開企業のデータを調査した研究を論じたものである。この研究は、のれん償却前利益の方が、のれん償却後利益よりも株価の観察された分布を適切に説明できると報告した。また、この研究は、のれんの償却は、利益だけに基づく株式の評価の分析にノイズを加えることを発見した。この研究は、これらの結果は、のれん償却の廃止は利益の有用性を低下させないことを示すものだと述べている。</p> <p>(b) Fama and French (2000): この論文は、1964年から1995年の期間のデータを検証した研究を論じたものである。この研究は、確率が平均に回帰している(単純な部分調整モデルでは、予想平均回帰率はおよそ年38%である)という証拠を発見した。また、この研究は、確率が平均を下回る場合や、どちらかの方向で平均からかなり離れている場合の方が、平均回帰率は速くなると結論を下した。また、この研究は、予測可能な利益の変動があることも発見しており、特に、利益の負の変動や極端な変動の方が、速く回帰する傾向にあると報告している。</p>
	<p>(c) Bugeja and Gallery (2006): この論文は、1995年から1999年の期間に475社のオーストラリア企業を調査した研究を論じたものである¹⁶。この研究は、のれんを過去2年間に取得したのれんと3年以上前に取得したのれんとに分類した。この研究は、分析からは観察期間及び直近2年間のそれぞれに取得したのれんは、企業の価値と正の関連があったが、2年以上前に取得したのれんと企業の価値の間には有意なレベルの関連がなかったことが示されたと報告した。この研究は、有意な関連がないことは、2年以上前に認識されたのれんを投資者は資産と考慮していなかったことを示している可能性があるという結論を下している。</p>
	<p>(d) Ojala (2007): この論文は、114社のフィンランド企業を調査した研究を論じたものである¹⁷。この研究は、のれん残高、償却費及び関連する減損損失に関する情報の価値は、企業が償却期間として5年以下の償却期間を適用している方が、それより長い償却期間を使用する場合よりも目的適合性が高くなるという証拠が示されていると結論を下した。この研究は、原資産の経済的耐用年数をより適切に反映するために償却期間を十分に短くしている場合には、のれんの償却を行うことは投資者に目的適合性のある情報を提供すると結論を下している。</p> <p>(脚注16 2005年1月のIFRSの採用以前に、オーストラリア会計基準では、取得したのれんは20年を超えない期間にわたり定額法での償却の対象とされ、のれんの残高を毎年再検討し、将来の経済的利益の可能性がもはや高くはなくなった範囲で、評価減することが要求されていた。)</p> <p>(脚注17 過去の他の文献は、米国会計基準(40年以内の期間にわたり償却を要求)の対象となっている会社を調査することが多かった。反対に、フィンランド会計基準では20年以内の償却期間を要求していた。)</p>
<p>(e) 大日方 (2013): この論文は、のれんの価値は、産業平均を超える超過利益の大きさに一般的に対応することを示した研究結果を報告したものであり、利益率が平均回帰し、超過利益が規則的に消滅するならば、のれんも規則的に償却すべきであるとしている。さらに、本研究では、日本企業のサンプル・データに関する分析の結果として、実態を反映するために、正ののれん残高は5年から10年にわたって規則的に償却すべきであると結論を下している。</p>	
<p>結論</p> <p>83. このため、リサーチ・グループは、償却及び減損アプローチを支持する結論を下した。本ペーパーの第76項で述べている理由により、償却の再導入に反対する人がいるかもしれないが、これらの主張について、リサーチ・グループは次のように考えている。</p> <p>(a) 本ペーパーの第81項で説明したとおり、利害関係者は、超過収益力が消滅していく期間を完全な正確性をもって見積ることは困難であるが、その期間を合理的に見積ることは可能であろうと述べている。</p> <p>(b) のれんの償却の情報内容に関して、アナリストから収集したインプットは、償却は情報の内容を有しないかもしれないが、減損損失の認識にも予測価値はないであろうことを示している。</p> <p>(c) 償却費及び超過収益力を維持するためのコストが二重計上されると考える者がいるかもしれないが、これは、企業結合において区別して認識される無形資産(例えば、顧客関係に関するもの)も含めて、他の資産にも当てはまる。</p>	
<p>85. また、リサーチ・グループは、償却期間は一定の最長年数(例えば、10年又は20年)を超えるべきではないという反証可能な推定を設けることを支持する。超過収益力の消費に関する学術文献の結果を考えると、10年又は20年を設定するのは長すぎるように見えるとの主張も考えられるが、リサーチ・グループは、学術文献では超過収益力の消費の平均期間に焦点を当てていたが、この推定は最長期間を捉えるべきと考えている。</p>	

基準書等	関連する規定
<p>情報要請 適用後レビュー: IFRS第3号 「企業結合」の 回答の提出 (2014年5月30日)</p>	<p>(p.2) 当委員会事務局がアウトリーチにおいて受け取ったフィードバックの主な概要は、以下のとおりである。 (1) のれんの非償却 大多数の回答者は、企業結合により取得したのれん(以下「取得のれん」という。)は時の経過に伴い費消され、自己創設のれんに置き換わっていくと考えており、取得のれんの非償却は企業結合後の取得のれんの経済的実態を適切に表すことになっていないとの見解であった。したがって、彼らは、企業結合後の収益と費用の対応を図るために、取得のれんの減損テストを維持しながら償却を再導入すること(以下「償却及び減損アプローチ」という。)を提案している。一方で、何人かの回答者からは、現行の「減損のみのアプローチ」は、意思決定に有用な情報及び経営者の受託責任を充足するための情報を提供できるという点からよく機能していると述べている。詳細は本コメントレターの第36項から第44項を参照していただきたい。</p>
	<p>(b) 減損テストの改善(のれんの全体的なモデルの改善も含む) 36. 数人の作成者は、重大な問題点のひとつは年次の減損テストに係るコストであると指摘した。したがって、減損テストの改善方法として、減損テストを減損の兆候がある時のみに実施することとすれば、減損テストのコストを軽減できると提案している。 37. さらに、年次の減損テストをどのように改善すべきかについて質問したところ、取得のれんの償却処理を再導入することの提案とその理由について、個別のコメントを受け取っている。 38. 少数の回答者は減損のみのアプローチは機能していると回答しているが、大多数の回答者は、減損のみのアプローチによる財務情報は企業結合後の取得のれんを適切に反映していないと述べている。それは、取得のれんは時の経過に伴い費消し、自己創設のれんに置き換わっていくと考えているからである。また、多くの回答者は、減損テストが主観性が高く、減損損失は必ずしも適時に認識されていない可能性もあるため、有用な情報を提供することに疑問を呈している。 39. したがって、大多数の回答者は、のれんの償却処理の再導入と減損を組み合わせたアプローチ(すなわち、「償却及び減損アプローチ」)を提案している。なお、数人の回答者は経営者の受託責任の充足の評価や、意思決定に有用な情報を提供するという観点から減損のみのアプローチは有効であると述べている。当委員会事務局がアウトリーチにおいて受け取ったフィードバックの主要な論点は以下のとおりである。 (1) 償却及び減損アプローチによる情報の有用性 (2) 取得のれんの償却期間の見積り</p>
	<p>償却及び減損アプローチによる情報の有用性 40. 数人の利用者は、のれんが時の経過に伴い減価するという経済的実態をより反映することとなり、企業の収益性を評価するのに役立つことから、償却及び減損アプローチを再導入することを提案している。彼らは、企業結合後ののれんが償却されなければ将来の利益に対応するコスト(つまり、企業結合への投資)が認識されないため、取得企業は利益を二重に計上する結果となると考えている。さらに、彼らは、ひとたび被取得企業の業績が悪化すると、それによりその投資に対する減損損失の発生により業績がさらに影響を受け、業績悪化の負のスパイラルに陥ることになると指摘している。 41. 加えて、ほとんどすべての作成者は償却及び減損アプローチを再導入することを提案している。当委員会事務局がアウトリーチにおいて受け取ったフィードバックは以下のとおりである。 ■多くの企業は、のれんは時の経過に伴い費消し、自己創設のれんに置き換わっていく資産であると感じている。したがって、のれんは定期的に償却し、取得対価の一部としてののれんから発生する収益に対応させるべきだと考えている。それは、企業の利益は、投資したコストを上回ったものであるとする見方とも整合している。のれんが企業結合後の期間で償却されない場合、取得のれんが時の経過に伴い減価していく経済的実態を財務諸表に適切に表すことができないと考えている⁶。 ■多くの企業は、取得のれんを償却することにより、貸借対照表上の資産に自己創設のれんが認識されることが回避できると考えており、それは、自己創設のれんの認識を禁止しているIFRS及び米国基準の考え方も整合するのではないかと考えている。 ■多くの企業は、償却及び減損アプローチを再導入することにより、現行の減損のみのアプローチにおける減損テスト時の緊張感を和らげることができ、現行アプローチの欠点(減損テストにおいて自己創設のれんを区分できないこと、前提条件の主観性、多大なコストと労力を含む)を改善することができると考えている。 (<u>脚注6ある日本基準の作成者は、事業を取得する際、経営者は通常、投資(のれんを含む)がその事業から得られるキャッシュフローにより回収可能かどうかを評価すると指摘した。したがって、その企業は、取得のれんを償却することは、のれんを取得後の期間で回収するという経営者の視点を反映することになると述べている。</u>)</p>
	<p>取得のれんの償却期間の見積り 42. 多くの作成者は、取得のれんを償却すべき期間を合理的に見積もることは可能であると述べている。特に、多くの作成者は、のれんを償却するのであれば、償却期間は企業結合の効果が発現する期間にわたって償却すべきであると述べている。当委員会事務局が受け取ったフィードバックは以下のとおりである。 ■数社の企業は、被取得企業が単独で超過収益力を維持できる期間だけでなく、取得企業の純資産や事業と統合することによるシナジー効果や他の便益等を考慮してのれんの償却期間を決定すべきであると提案している。 ■多くの企業は、投資の回収期間(例えば、それらは割引回収期間法を基礎として算出される)を基礎として、企業結合の効果が発現する期間に調整することを提案している。 43. 数人の作成者は、企業結合の効果の発現する期間は業種によっては、通常、10年以内(例えば、テクノロジー集約の業種)ではないかと述べているが、多くの作成者はのれんの償却期間は20年を上限年数とすることを提案している。これらの作成者は企業結合の効果が20年を超えて発現することは稀であり、20年超の償却期間を認めることは財務情報の比較可能性を損ねることとなると述べている。加えて、ある作成者は、多くの企業結合において、投資の予想回収期間がおおよそ15年～16年程度であり、また、企業価値の見積りの基礎として利益マルチプルの15～16倍を基準として考えていることを考慮しても、20年を上限年数とすることは、適当な年数であると述べている。 44. 数人の作成者は、償却方法としては、費消パターンが信頼性をもって決定できない場合には、定額法が最も適切であり、耐用年数を確定できる無形資産の取扱いとも整合していると述べている。</p>